

平成27年度決算特別委員会について

1 審査日程

平成28年9月16日（金）～10月3日（月）

教育委員会関係 平成28年9月27日（火）

総括質疑・採決 平成28年10月3日（月）

平成27年度歳入歳出決算（教育委員会分）

1 歳 入

（単位：円）

款	項	目	節	H27決算額	H26決算額	増 減		
14款 使用料及び手数料	1項 使用料	8目 教育使用料	1節 義務教育施設使用料	8,021,955	8,063,555	△ 41,600		
			2節 幼稚園使用料	18,122,950	20,240,050	△ 2,117,100		
			3節 社会教育施設使用料	467,600	498,670	△ 31,070		
			4節 生涯学習センター使用料	15,864,059	15,472,380	391,679		
			5節 市民文化センター使用料	11,188,327	11,582,917	△ 394,590		
			6節 生涯学習施設使用料	1,620	10,890	△ 9,270		
			7節 美術館使用料	1,522,940	1,000,050	522,890		
			8節 図書館使用料	3,000	3,000	0		
			9節 文化財施設使用料	174,015	126,825	47,190		
			10節 体育施設使用料	28,392,933	27,507,764	885,169		
			11節 給食センター使用料	16,464	15,384	1,080		
			12節 芸術文化ホール使用料	91,704	0	91,704		
			計				83,867,567	84,521,485
15款 国庫支出金	1項 国庫負担金	3目 教育費国庫負担金	1節 小学校費国庫負担金	76,208,000	32,661,000	43,547,000		
			2節 中学校費国庫負担金	76,268,000	0	76,268,000		
		計				152,476,000	32,661,000	119,815,000
	2項 国庫補助金	7目 教育費国庫補助金	1節 小学校費国庫補助金	322,698,000	159,923,000	162,775,000		
			2節 中学校費国庫補助金	163,428,000	57,389,000	106,039,000		
			3節 幼稚園費国庫補助金	50,375,000	54,683,000	△ 4,308,000		
	計				536,501,000	271,995,000	264,506,000	
16款 県支出金	2項 県補助金	3目 衛生費県補助金	2節 環境衛生費県補助金（関係分）	46,049,000	0	46,049,000		
			計				46,049,000	0
		8目 教育費県補助金	1節 小学校費県補助金	7,089,525	2,162,375	4,927,150		
			2節 社会教育費県補助金	3,990,000	4,033,000	△ 43,000		
	3節 教育総務費県補助金		140,700	4,033,000	△ 3,892,300			
	計				57,269,225	10,228,375	47,040,850	
	3項 県委託金	5目 教育費県委託金	1節 教育総務費県委託金	1,813,262	821,388	991,874		
			2節 社会教育費県委託金	0	2,854,500	△ 2,854,500		
計				1,813,262	3,675,888	△ 1,862,626		

款	項	目	節	H27決算額	H26決算額	増 減
17款 財産収入	1項 財産運用収入	1目 財産貸付収入	1節 土地建物貸付収入(関係分)	1,943,843	901,000	1,042,843
		計		1,943,843	901,000	1,042,843
18款 寄附金	1項 寄附金	1目 寄附金	1節 寄附金(関係分)	54,500,000	0	54,500,000
		計		54,500,000	0	54,500,000
19款 繰入金	1項 繰入金	2目 基金繰入金	1節 基金繰入金(関係分)	200,039,914	275,841,997	△ 75,802,083
		3目 財産区繰入金	1節 財産区繰入金	0	8,485,990	△ 8,485,990
		計		200,039,914	284,327,987	△ 84,288,073
21款 諸収入	3項 貸付金元利収入	5目 教育費貸付金元利収入	1節 教育費貸付金元利収入	4,800,850	6,508,250	△ 1,707,400
		計		4,800,850	6,508,250	△ 1,707,400
	5項 雑入	3目 雑入	1節 公衆電話等私用電話料(関係分)	282,804	319,008	△ 36,204
			3節 行政関係資料等売払収入(関係分)	258,975	217,960	41,015
			8節 雇用保険料負担金(関係分)	1,090,875	1,018,287	72,588
			9節 光熱水費等立替収入(関係分)	1,453,365	794,909	658,456
			12節 返還金・返納金(関係分)	495,577	14,718	480,859
			14節 保険金等収入(関係分)	0	626,400	△ 626,400
			15節 雑入(関係分)	43,480,278	14,047,516	29,432,762
	計		47,061,874	17,038,798	30,023,076	
22款 市債	1項 市債	1目 総務債	2節 市民ホール建設事業債	3,481,500,000	216,700,000	3,264,800,000
		6目 教育債	1節 小学校債	713,400,000	228,100,000	485,300,000
			2節 中学校債	210,100,000	153,100,000	57,000,000
			3節 社会教育債	420,500,000	351,800,000	68,700,000
			4節 給食センター債	16,100,000	22,200,000	△ 6,100,000
			5節 保健体育債	1,900,000	274,300,000	△ 272,400,000
		計		4,843,500,000	1,246,200,000	3,597,300,000
総 合 計				5,983,773,535	1,958,057,783	4,025,715,752

平成27年度歳入歳出決算（教育委員会分）

2 歳 出

（単位：円）

款	項	目	H27決算額	H26決算額	増 減	備考	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	6 目 財産管理費 （関係分）	4,395,659,923	284,531,513	4,111,128,410		
		計	4,395,659,923	284,531,513	4,111,128,410		
10 款 教育費	1 項 教育総務費	1 目 教育委員会費	4,153,489	4,200,015	△ 46,526		
		2 目 事務局費	594,272,859	620,125,886	△ 25,853,027		
		3 目 教育推進費	151,872,162	141,151,506	10,720,656		
		計	750,298,510	765,477,407	△ 15,178,897		
	2 項 小学校費	1 目 学校管理費	781,920,852	798,708,935	△ 16,788,083		
		2 目 教育振興費	266,968,848	181,744,616	85,224,232		
		3 目 学校建設費	2,811,853,299	1,118,930,161	1,692,923,138		
		計	3,860,742,999	2,099,383,712	1,761,359,287		
	3 項 中学校費	1 目 学校管理費	392,207,463	363,446,990	28,760,473		
		2 目 教育振興費	124,003,787	124,003,787	0		
		3 目 学校建設費	649,721,941	265,383,686	384,338,255		
		計	1,165,933,191	752,834,463	413,098,728		
	4 項 幼稚園費	1 目 幼稚園費	129,150,925	128,782,155	368,770		
		計	129,150,925	128,782,155	368,770		
	5 項 社会教育費	1 目 社会教育総務費	357,188,674	341,189,491	15,999,183		
		2 目 社会教育振興費	790,076,910	542,658,407	247,418,503		
		3 目 美術館費	90,736,613	28,138,868	62,597,745		
		4 目 図書館費	321,781,765	302,559,711	19,222,054		
		5 目 文化財保護費	49,170,615	145,399,178	△ 96,228,563		
		計	1,608,954,577	1,359,945,655	249,008,922		
	6 項 保健体育費	1 目 保健体育総務費	203,266,923	199,637,157	3,629,766		
		2 目 体育施設費	226,573,405	748,905,415	△ 522,332,010		
		3 目 給食センター費	1,109,662,011	1,140,986,854	△ 31,324,843		
		計	1,539,502,339	2,089,529,426	△ 550,027,087		
	合 計			9,054,582,541	7,195,952,818	1,858,629,723	
	総 合 計			13,450,242,464	7,480,484,331	5,969,758,133	

主要な施策の成果

個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち 一人づくりー

(単位:千円)

事業名	予算額 決算額	実施内容とその成果	担当課
②新しい時代を担う子どもたちを育むまち			
新 小中学校特別教室への扇風機設置 ・小学校一般管理事業 ・中学校一般管理事業	57,200 33,953	夏季における酷暑対策として、小中学校の図工室、家庭科室、技術室、理科室、美術室及び図書室に扇風機を設置しました。	学校教育部 教育総務課
小学校の分離新設	1,639,644 1,615,924	過大規模校となっている寺西小学校について、分離新設校を設置するため、建築実施設計業務を実施するとともに、造成工事に着手しました。	学校教育部 教育総務課
学校生活相談の充実	13,883 12,967	心の教育総合アドバイザー、心のサポーターを配置し、児童生徒等への教育相談等を行いました。また、不登校児童生徒の支援のため、学校や家庭にスクールソーシャルワーカーを派遣しました。	学校教育部 青少年育成課
学校教育推進事業	27,071 26,326	教職員の指導力向上に係る研修を実施するとともに、特色ある学校づくりを行うため、マイタウンティーチャーとして地域人材や大学生等を各学校に派遣するなどして、地域に応じた体験活動等の充実を図りました。	学校教育部 指導課
学校の元気応援事業	15,254 14,902	学校の魅力アップとして、図書館の環境づくりや和文化学習の充実を行う小中学校に対して支援を行いました。また、経験豊富な退職教員を学校へ派遣し、授業内容や教員の指導力向上を図りました。	学校教育部 指導課
③自らの興味・関心に応じていつまでも学び、活躍できるまち			
生涯学習システムの運営	12,434 9,039	生涯学習のまちづくりを推進するため、関係機関・団体と連携しつつ、学習情報の提供、生涯学習パスポートのリニューアル、モデルプログラムや出前講座などを実施したほか、生涯学習フェスティバルを開催しました。	生涯学習部 生涯学習課
スポーツ施設の整備	50,858 49,876	新たなスポーツ活動の場を充実させるため、(仮称)黒瀬多目的グラウンドの測量設計を行いました。また、安全で快適なスポーツ活動の場を提供するため、黒瀬B&G海洋センターの体育館を改修し、市民スポーツ活動の推進を図りました。	生涯学習部 スポーツ振興課

環境と調和した生活しやすいまち ー快適づくりー

(単位:千円)

事業名	予算額 決算額	実施内容とその成果	担当課
④東広島らしさを継承し、創造できるまち			
新 美術館の整備	12,999 12,809	美術館の老朽化・狭隘化等の課題に対応するため、新たな美術館の整備方針について検討し、美術館基本構想・基本計画を策定しました。	生涯学習部 文化課

交流が盛んなにぎわいのあるまち ー活力づくりー

(単位:千円)

事業名	予算額 決算額	実施内容とその成果	担当課
③にぎわいのある拠点のあるまち			
安芸津拠点施設(生涯学習センター等)整備	463,206 460,503	安芸津拠点施設整備の一環として、旧安芸津支所跡地に生涯学習センターホール及び図書館を新築しました。	生涯学習部 生涯学習課
芸術文化ホールの整備等 ・市民ホール建設事業 ・芸術文化ホール管理運営事業	4,491,305 4,482,386	市民の文化芸術や交流活動を活性化するため、芸術文化ホール「くらら」を建設するとともに、開館に向けた準備を行いました。	生涯学習部 文化課

平成27年度決算特別委員会 主な質問・答弁

第 1 委 員 会 室

【学校教育関係】

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
小学校大規模改造事業について	非構造部材耐震補強工事として行った三ツ城小学校屋内運動場の内容は。	東日本大震災を受けて、平成27年度から順次工事を行っており、三ツ城小学校については、屋内運動場の吊り天井を撤去したものである。	貞岩分科員	教育総務課
大規模改造工事優先順位策定業務について	大規模改造工事優先順位策定業務とは。	市内の小中学校の多くは、建築してから相当の年数が経過している。建物の長寿命化を図るため、老朽度合に応じて改造が必要があるが、施設が多く、いずれから取り掛かるか、優先順位をつけるもの。単年度業務のため、平成27年度で完了した。	大谷分科員	教育総務課
	老朽度合は、職員が全部見て回って評価、順位付けされたのか。	調査については、平成22年度に、財務部が市有施設営繕基本計画を策定し、全施設状況をデータベース化しているのので、それを利用して、順位付けを行った。現地確認をした学校もあるが、大半はデータベースを基に行った。		
	データベースを基に、一部現地も見たとのことだが、現地へは職員自身か、それとも委託か。	外部委託で、職員ではない。もちろん、策定業務の成果である報告書は、職員が検証している。		
	完了したということだが、定期的な見直しが必要では。そのタイミングを持ってほしい。	策定が完了したからといってそのまま実施するのではなく、施設の状況を詳しく確認しながら、優先順位を決めて取り組んでいきたい。		
	資料は公開されているのか。	この業務は内部の検討資料として策定したもので、公表はしていない。	貞岩分科員	
理科教育振興事業について	教材備品整備率は。	国が定めた基準額があり、小学校理科教材が1校当たり10,341,000円、算数が2,124,000円。中学校で理科が1校当たり22,344,000円、数学が2,364,000円である。これを基に、全校の整備状況として評価額を足しこんだ額と国の基準額を比較したものが整備率となっている。	大谷分科員	教育総務課
	平成27年度4校とあるが、整備率の低い方からやっているのか。	整備率の低い学校から国の補助金を活用してやっている。		
	算数における体積学習器とはどういったものか。単価なども分かれば。	体積学習器とは、水を入れて分量を図るもので、三角錐、円錐、球などで比較できる。平成27年度の実績では、価格は1基31,037円となっている。		
	23件は体積学習器だけではないということか。	あくまで一例。他にも関連備品を購入している。		
扇風機の設置について	扇風機の設置について、夏季の酷暑対策としてエアコンを要求したが扇風機になっている。財政力の問題か。	酷暑対策は重要と考え、平成24年度から普通教室に扇風機を設置し、平成27年度には特別教室に設置した。東広島市の近年の夏季の最高平均気温は、30年前と比較して1.5℃上がっており、さらなる酷暑対策の必要性もあるが、各教室へのエアコン設置は多額の費用がかかるため、慎重に検討したい。	谷委員	教育総務課
	検討したというが、エアコン設置でどのくらい費用がかかるのか。	平成26年度に音楽室とコンピューター室にエアコンを設置したが、その他の教室への設置となると、小中合わせて20億から30億円かかると見込んでいる。財源の確保は他の事業への影響も大きいので、慎重に考えたい。		
幼稚園使用料の不納欠損について	幼稚園使用料の不納欠損4万円の詳細と、支払ってもらえなかった理由は。	平成22年以前のもので、11回程度回収の取組を続けてきたが、5年以上経過し、納入してもらえない状況であることから、このたび不納欠損とした。分納の取組も行ったが、訪問時に経済的に厳しい状況であることが確認でき、電話も不通でつながらなくなった。	加根分科員	学事課
	5年間回収できないと不納欠損になるのか。	第1回目の督促から時効の起点日となるが、平成23年2月に1回分の納付があったため、ここを最後の支払い意思がある起点と判断した。	貞岩分科員	

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
学校保健事業について	評価分析に、各種保険に加入し、学校管理下における事故に対して、給付金の支払い手続きを行っているところがあるが、どういう解釈をすればいいか。	日本スポーツ振興センター災害共済については、幼稚園、小中学校ではできるだけ加入を促している。学校の中で骨折したり、怪我をしたりしたら、学校を通じて届出を行い、最終的に給付ということになる。	加根分科員	学事課
	給付件数1,564件とあるが、年間、これだけの事故があったということか。	事故の件数としては、給付していない件数もあるため、この数字以上の事故は起きている。		
	学校管理下の事故は毎年起きるが、減るような形で今後頑張してほしい。	学校管理下においては、怪我をさせない方向での指導を継続したい。		
	専門医の不足とあるが、健康管理の面でどうか。	学校保健安全法に基づいた健康診断において、専門医による未実施項目があるが、東広島市全体として、眼科、耳鼻科が足りていない現状がある。専門医の検診が望ましいが、特定の学年だけ専門医の検診を行い、他は内科医等の学校医に診てもらっている。必要であれば専門医を受診してもらうようにしている。		
就学援助について	就学援助の取組について	経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、学用品、給食費、修学旅行費、校外活動費等を補助している。	加根分科員	学事課
	費用を補助している以外に、学習支援を行っているのか。	この金額については、本事業に係る費用補助のみである。学習支援については、社会福祉課で取り組まれている。教育委員会もこの取組に連携はしている。		
	就学援助については、新入学用品を前倒しで早く支給してもらえようというお願いをしてきたが、どうなっているか。	新入学用品の援助については、多方面からも意見をいただいている。平成27年度について前倒しは行っておらず、現在検討している段階であり、前倒しという結論には至っていない。	谷委員	
特別支援教育サポーター配置について	大学生144回、一般2,400時間と事務事業シートでの単位が違う。大学生はどのような扱いか。	大学生サポーターは、ほぼボランティア。1回500円でやってもらっている。将来教員を目指す学生に現場の経験を、というもある。	大谷分科員	指導課
	ボランティアでやると責任の所在が難しくなる。ボランティアの部分にお金を出しているなら、活動指標にボランティアも見えるよう検討してほしい。	ほぼボランティアということで、交通費として500円支払っており、活動指標については今後検討する。		
	「個別の指導計画」を作成している幼児児童生徒数が急激に増えている理由は。	特別な支援が必要な子どもに対して、「個別の指導計画」を書いていこうと、うまく引き継ぎができるようにと指導している。	重森分科員	
	特別な支援が必要な子どもが増えているのか。	増えている。小学校児童の7%、中学校生徒の4%に特別な支援が必要。こうした特別な支援が必要な子どもについては「個別の指導計画」を立てるようにしている。		
	「個別の指導計画」は誰が立てているのか。ボランティアが計画するようなことはないか。	通常の学級の子どもであれば担任。特別支援教育コーディネーターの助言を得たり、校長、教頭とも連携しながら計画を立てたりしており、ボランティアではない。子どものことをよく把握している者が立てている。		
教育支援員配置について	小学校教育支援員は、教員免許の所有を問わない者が小学校24校に25人、所有する者が小学校2校に2人。この違いは。また、報酬は同じなのか。	特別支援教育対応は、通常の学級における児童への学習支援のため、免許は問わない。学習指導対応は、例えばクラスを二つに分けて指導するチームティーチングを行うなど、子どもを指導するため、免許を要するものである。どちらも報酬は同じである。	大谷分科員	指導課
	単位当たりコストを支援員でなく学校の数で割っていることの意味合いは。	本来ならばたくさんの学校に配置したいという思いがある。たまたま一つの学校に2人の教育支援員が付いたが、学校に配置という考えから学校の数で割っている。		
	24校に25人というのは同時に配置か。タイムシェアリングされていないのか。	同時に配置している。対象の子どもが違うので、同じ学級ということはない。		

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
教育支援員配置について (つづき)	支援員は配置したいが配置できていないということか。計画と実際の支援員の数は学校から見て、足りているのか、いないのか。	実際の配置数よりも要望数は多い。特別支援教育対応の教育支援員の要望数については、小学校で168名の児童への要望に対して25名、率にして15%。中学校では12名の生徒への要望に7名、58%となっている。	北林委員	指導課 (つづき)
	東広島市では学力をあげていこうとする中で、人間を作っていくこと、底上げが大事であり、皆が同じ教育を受ける権利を与えてほしい。その中で、教育支援員を付けていこうというのか、担任の教員で乗り切っていこうというのか、どちらの考えか。	当然、教員の授業力、学級経営力などの、指導力の向上を図る研修も実施する。しかし、子どもの安全の確保や子どもの力を伸ばすためにも、教育支援員を配置していきたい。		
	先生の力にも限りがあり、その手助けをするのが行政。財政部局に声をあげてほしいが、部長の考えは。	発達障害の子どもは増えている。決算書に出ていないが、県で教員の加配、非常勤の措置が取られ、小学校11人、中学校で4人措置してもらった。しかし、市で追加をしてもなお足りないという現状であり、等しく教育をとということで、これではいけないと、今年度初めて主要事業提案として、国と県にそれぞれ人と財源を要求した。このたび、文部科学省で教員3,060人増員の方針が出された。特別教育支援で890人。予算として実を結ぶかは分からないが、国がそういう動きであり、市としても必要な対応をしなければならないと考えている。		
マイタウンティーチャーについて	特別支援教育サポーターの大学生はほぼボランティア、交通費500円との話があったが、マイタウンティーチャー、学生マイタウンティーチャーは、 学校が来てほしいと地域から見つけるのか、教育委員会が人材登録して派遣しているのか。	学生マイタウンティーチャーも同じで、交通費500円のみ。同じように、将来教員になりたい学生の勉強のためという意味合いもある。 始めは広島大学と連携して人材をお願いし、バンクを作っていたが、何年も続く中で、学校から声をかけて来年も来てほしい、先輩をお願いするなど、つながっていている。教育委員会にも相談はあるが、人材はそうやって確保している。	貞岩分科員	指導課
学校司書配置について	成果指標が年間貸出冊数となっており、小学校で目標25冊に対し22冊で88%、中学校は目標18冊で18冊、100%となっている。目標値の設定、年間18冊といえは一ヶ月1.5冊になるが、どういったことで立てているのか。	広島県子供の読書活動推進計画(第三次)を参考に、また前年度の数も参考にしている。	重森分科員	指導課
	東広島市の独自性、子育てするなら東広島と言っていることから、もっと高い目標値の設定すべきでは。	一見低いように見えるが、中学校であれば一冊の厚みも増す。あくまで学校図書館で借りた数で、市の図書館、家の本は含まれていない。平成27年度の不読者の割合が、広島県で16.2%。それに対し、東広島市は8.9%。マイナス7.3ということで広島県の水準を大きく下回っている。このことから読書の推進は十分行われていると考える。学校図書館の冊数も、ご意見をいただきながら検討していくが、そういう数字であることはご理解いただきたい。		
	学校司書の配置について、中学校は各校1名、小学校は1名もいないところがあり、先生が学校司書を担当しているものと思うが、小学校に学校司書を配置する考えはあるのか。	学校司書を配置していない小学校では先生による管理、運営がされている。学校司書を小学校にもという希望はあるが、予算もあるので慎重に検討したい。司書教諭の研修、学校図書担当者研修も引き続き行ってきたい。		
学校司書は、数ではなく、良い本を児童に与えることが仕事であり、片手間ではできない。市の図書館は一年かけてTRCに持っていったが、図書館と学校図書館の関わりは。	中央図書館にある学校図書館支援センターと連携し、学校図書の整備等を行っている。また、中学校の学校司書が小学校に行って、運営、配置の指導、助言し、小学校図書館の運営を行っている。			

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
小学校図書整備について	教科書副読本として作成した「わたしたちの東広島市」の内容について	社会科の副読本。小学校3年生、4年生で使用するもの。社会科では、第3学年で私たちの市町、第4学年で私たちの県ということで学習する。教科書では他の県、市の様子が例として出ているため、学習の際に東広島市の資料が必要ということで、副読本を作成し、配付した。	大谷分科員	指導課
	新規ということは今回からか。	ずいぶん前からあるが、学習指導要領の改訂等により都度変えている。今回は別の事業に入っていたものを改めて整理した。		
	全小学校でデジタル教科書、特別支援学級でデジタル教科書等とあるが、その内容について	デジタル教科書とは、教科書がソフト、電子媒体になったもの。電子黒板の導入、ICT教育の推進に対応できるもの。教材、写真を大きく映せる、動画を利用できるなど、視覚的に興味関心を持たせられる。特別支援学級においても、視覚的に興味関心を持たせることももちろん、大きく映ることで分かりやすく理解しやすい。デジタルの利便性は大きいとの現場の声もある。		
理科観察実験アシスタント配置について	理科観察実験アシスタントを6小学校に各1名配置したとあるが、アシスタントは教員を退職したような専門の方なのか。	6名とも広島大学の大学院生である。	重森分科員	指導課
	126回ということとは1つの学校で20回程度。毎年継続して、平成27年度は6校。前年度は別の学校ということではいか。	どこに配置するかは理科の研究をしている学校や、理科の専門知識を持つ教員が足りていない学校など、要望のあるところから選んで決めている。平成27年度はこの6校である。		
	理科の好きな子どもが96%とあるが、限定的、短絡的なものではなく、効果が継続的になれば、先生にも学びになり、子どもも理科好きになる。よい取り組みと思うので、少ない予算で最大の効果を出してほしい。	平成25年度から始まり、三年目の事業。アシスタント配置は効果が出ていると思うが、大学院生の6名という人的なところ、この事業が効果があって今後もできるかどうか、市全体に広げていけるかどうか、考えているところである。	貞岩分科員	
	6小学校は固定か。年度ごとに変わっているのか。	各年度で違う学校もあるし、同じ学校もある。効果があれば広げていきたい。		
	その基準は理科の研究指定に基づくのか。	理科教育をリードしてもらいたい学校に配置している。		
外国語活動推進事業について	平成21年度から西条町、八本松町、高屋町の小学校に地域人材を派遣、他はALTとあるが、詳しい内容について。	外国語指導助手派遣事業とも関わるが、西条、八本松、高屋は留学生など地域人材の方に入っていて、英語で話していただいている。西条などは地域的に人材を確保しやすいが、周辺地域では得られないため、外国語指導助手派遣事業でALTを派遣し、どこの小学校でも英語教育が充実するようにしている。	大谷分科員	指導課
	指標の授業数4,673回は地域人材のみか、ALTを入れてか。	地域人材等ということで、ALTも含んだ小学校での数。		
	ALTは1回当たり8,500円になっている。地域人材が1,900円でやっているのか。	ALTの授業回数で割ると8,500円だが、1回ごとの支払いではない。ALTは、月ごとの報酬で支払っている。		
	地域人材の方はどういう報酬を得ているのか。	1時間当たり2,700円を支払っている。		
不審者対策について	不審者対策702,000円の説明に児童生徒の危険回避能力を高めるとあるが、どのようなことを行っているのか。	学校安全ボランティアを対象にした講習会を年二回、8月と1月に行っている。学校安全マップを作成したり、学校安全ボランティアが付き添ってアドバイスするなどして、危険回避能力を高めている。	大谷分科員	青少年育成課
	ボランティアの指導に期待しているということか。	加えて、スクールガードリーダーの4名を、それぞれ学校で行われている防犯教室の講師として派遣し、子どもたちに対して指導助言を行っていただいている。		
	スクールガードリーダーはボランティアか。702,000円から報酬が出ているのか。	スクールガードリーダーとして委嘱し、報酬費を出している。		

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
心のサポーターについて	指標で相談者数が26年度2,859件から27年度5,023件と倍近く増えているが、サポーターが増えたから相談件数が増えたのか。	心のサポーターは1名増えているが、サポーターの人数が増えたから相談が増えたとは分析していない。平成25年度までは各中学校にメンタルアドバイザーとして派遣していたものを、平成26年度から、より教育相談の充実を図るために心のサポーターとして全小中学校に派遣することにした。派遣初年度は、周知や相談室の整備、サポーターと児童生徒等との関係性が十分できていなかったが、平成27年度に向けて、周知の徹底を図り、同じ学校に続けて派遣するなどした結果、相談しやすくなったことが相談件数が増えた要因ではないかと思う。	中川委員	青少年育成課
	スクールソーシャルワーカーが2名、学校だけでは対応できない家庭のことを2名で対応しているとのことだが、これで十分か、足りないかの評価は。	スクールソーシャルワーカーには学校だけでは対応が困難なケース、最近では、子どもだけでなく、保護者への支援も行ってもらっている。2名で十分かということであるが、こうした状況は増えてほしくはないが、今年度は1名増やし、3名で対応していただいている。		
給食センター職員給食費について	歳入にある給食センター職員給食費とはなにか。	現在、給食センターは、小・中学校、幼稚園、保育所に給食を提供しており、保育所では夏休みの間なども給食を提供している。子どもの保育費は保育料の中に含まれているが、保育所のみ給食を提供している期間については、職員は給食費として食材相当額を市に納めているものである。	貞岩分科員	東広島学校給食センター
	これに見合う歳出はどこにあるのか。	保育所は福祉部の所管のため、業者からの請求に対し福祉部が支出している。教育委員会の決算には上がっていない。		

【生涯学習部関係】

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
東広島天文台広場の維持管理について	東広島天文台広場管理に係る修繕費が約68万円と高額で、光熱水費とのバランスが取れていないように感じるが、どのように管理運営しているのか。	東広島天文台広場は、主に駐車場部分とトイレ部分を生涯学習課が所管している。修繕費の約68万円は、駐車場の陥没に対応するための経費である。	加根分科員	生涯学習課
公民館連合会負担金等について	広島県公民館連合会負担金、広島県公民館大会参加費、全国公民館研究集会参加費とあるが、本市では公民館は地域センターになっているのに、24万円もの負担金を支出する必要があるのか。	地域センターは公民館類似施設と位置づけされており、公民館と同じ活動をしているため、負担金についても継続して支出している。研修成果を情報交換するなど横の連携により、生涯学習の推進に役立つと考えている。	加藤委員	生涯学習課
スポーツ団体育成事業について	スポーツ少年団登録団員数が少なくなっており、少年団数も減少している。こういった種目の少年団が活動を停止したのか。スポーツ行事を支援することで団員数の増加を図ると評価分析しているが、子供の数が減少している中において、単なる財政的支援だけで団員数の増加を図ることは可能なのか、実態はどうか。	減少している具体的な種目は把握していないが、平成27年度時点で、登録数が多いのはバレーボールで23団体、あと空手道、軟式野球と続く。バスケットボール、レスリング、相撲、硬式野球については各1団体となっており、計80団体である。教育文化振興事業団への委託事業として「アクアチャレンジスポーツ」を体育の日を中心に年1回実施しており、スポーツ少年団を中心に、空手道、ソフトテニス、軟式野球などの種目を、体育館、野球場、多目的広場において、チャレンジできる機会を与えている。今後、こうしたスポーツを体験できる場を設けることで、団員数の増加を促していけるよう検討していきたい。	重光分科員	スポーツ振興課
美術館・美術品の収集について	美術品の収集作品の総点数とその内訳はどのような状況か。また、どのようなプロセスで購入作品を決定しているのか。	収集作品の総点数は795点、そのうち、版画545点、工芸品77点、油彩画58点などが主なものである。また、購入に当たっては、美術館等収集方針に基づき分野別に収集対象の作家リストを作成しており、これを基に収集予定作品をリストアップし、収集委員会に諮り収集を決定している。	重森分科員	文化課
	版画の点数が多いのが気になる。H27予算を安易に版画に支出していないか。こうした方針で良いのか。	現在の美術館が収集した版画は、近現代の版画を系統立てて年代別に収集されたコレクションとして評価が高いものである。今後は、現在の収蔵作品の展示や、他から借用して優れた美術品の鑑賞の機会を提供するなど、美術館の運営を模索していきたい。		
美展館の活動について	現・美術館入館者総数は何人で、そのうち、市美展の入館者数は何人か。また、新・美術館建設に係る基本構想・基本計画を策定したとあるが、どの程度の入館者数を想定しているのか。	現・美術館入館者総数は11,396人で、うち、市美展は前期展609人、後期展593人である。また、基本構想・基本計画の中では基本理念や基本方針を示し、必要な機能・規模を設定したもので、入館者数は具体的に設けてはいない。現在、新・美術館での管理運営体制について検討しており、どのような展覧会を年何回程度開催するのかを検討する中で、目標入館者を設定していく。	北林委員	文化課
	新・美術館の来館者数も想定できないで、基本構想・基本計画を立てるといっては考えられない。その辺りの考え方を伺う。	基本的には新・美術館を建設するにあたり、「ふれる、はぐくむ、つくる、つなぐ」という4つの基本的な理念の中で、「はぐくむ」「つくる」「つなぐ」という部分が今の美術館には不足している。「ふれる」という部分は、展示して見ていただく機能はあるが、残りの3つの機能は不足している。そうした不足している「はぐくむ」「つくる」「つなぐ」という機能を重視して、より良い美術館にしていく考えである。	重森分科員	

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
芸術文化ホール地下水調査について	芸術文化ホール地下水調査とは、何を目的にどのような調査をしたのか。また、調査結果の公表はしたのか。	芸術文化ホールの建設に伴い、酒造協会との申し合わせ等により、地下水への影響を調査したもので、水位について2箇所、水質分析について2箇所、水質観測を3箇所行った。いずれも水質等に問題は無いとの結果だった。調査結果の公表については、検討したい。	玉川副主査	文化課
出前美術館について	出前美術館により、学校の児童たちが本物に触れるのは良い事だと思うが、今後の方針について伺う。	美術品の鑑賞の仕方や機会を与えるとともに、美術館利用の契機となるものとして、今後も継続していきたい。	谷委員	文化課
探検！文化財、出前博物館について	探検文化財について、募集方法はどのように行い、どのような人が参加したのか。また、小中学校との連携という観点から、学校等への案内はしていないのか。	募集は市広報紙や市HPなどを通じて行い、一般市民、特に高齢者の参加が多かった。バスツアーで人数等に制限があったため、小中学校への案内はしなかった。なお、学校向けには、出前博物館等で対応しており、昨年度は4校(7クラス)213人を対象に実施した。	重光分科員	文化課

【総括質疑】

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
学校整備について	八本松小学校のグラウンド等、地権者との調整に期間を要したとして繰り越している。できるだけ早期に調整し、了解を得て事業を実施すべきであると思うが、どうか。	事業についての説明を早期に実施し、了解を得られるよう努めたが、思うとおりに進まなかった部分がある。また、予定通りに開校するため、厳しいスケジュールを組んだ部分もあり、繰り越しという結果となった。早期に地域の理解を得た上での事業実施については、今度も最大限努力していきたい。	中川委員	学校教育部
	中央中学校の改修事業は、開校後間もないが入学者数の見込みはどうだったのか。	義務教育校の改修は国から負担金として補助財源が来る。条件として入学者数は将来3か年の具体的見通しで改修計画を組むものとなっている。なお、本改修は建設時より生徒数増を見込んだ箇所を行っている。	重森委員	学校教育部
	近隣の開発動向は見通しに加味できないのか。	具体的な開発計画などによる根拠が示されればよい。		
	(仮称)寺西第二小の場合は、見込み数が示せる範囲内ではどうか。改修に係る今後の計画については。	すぐに対応できる部分と全くの増築部分とに分かれる。すぐに対応できる部分は教室の活用の仕方に対応できるが、それを超えた場合は増築対応となると思う。		
小学校統廃合について	小学校統廃合を進めているが、これまで説明のあった少人数教育からの方向転換をしているのではないのか。小人数学級については県も支援しており、寺子屋方式が好ましい方向とされている。	少人数教育は国の基準で小学校1年生クラスに40人学級を35人学級として入学後間もない1年間を少人数でクラス編成を行うものである。学校の統合については、複式学級を解消することに主眼を置いている。一人の教員が複数の学年の担任になれば、説明している学年以外は授業中であっても自習になってしまう。自立的主体的に深い学びを同学年で共有するため、複式学級の解消を最優先で取り組んでいきたい。複式学級のメリットも一方ではあり、いじめが起きにくいこと、上級生が下級生の面倒をみることで深いかかわりが持てることもあるが、教育委員会としては複式学級の解消に取り組んでいきたい。	谷委員	学校教育部
通学路について	通学路検討委員会は教育委員会で採択しており、毎年案件があると思うが、要望の消化率は順調か。	H27年度に要望のあった183件のうち、改善が81件、継続検討が67件、対応不可が35件となっている。改善となったもののうち、41件が道路改修により対応済みであり、その他は今年度対応や複数年度での対応としている。	牧尾委員	学校教育部
	要望案件が残ったものをどうするのか。要改善と採択しているものについては早急をお願いしたい。	H26に通学路交通安全プログラムを策定し、過年度要望分も進行管理している。時間がかかるものもあるが、こどもたちの通学路安全第一で進めている。		
	複数の学校で小中一貫校の方針決定がされているが、数年後に学校がなくなるのが理由で見送りとなるのか。	こどもたちの通学路安全第一で進めており、学校が廃校予定だからしないということではない。		
学校司書配置について	市内の中学校には、学校司書が配置されているが、勤務形態は。また、小学校までの移動はどうしているのか。	平成27年度の勤務条件は、非常勤で1日4時間、週20時間以内、年間で800時間の勤務時間となっている。各中学校に一人配置しており、小学校への訪問業務もある。中学校区内の小学校には、年4回まで訪問することができるが、実態としては4回の訪問までできていないケースもある。また、小学校までの移動手段は、自家用車の公用利用で対応している。	北林委員	学校教育部

質問項目	質問の要旨	答弁の要旨	質問委員	担当所属
学校司書配置について（つづき）	4時間勤務の非常勤職員との比較で、いきいき子どもクラブの指導員が1時間あたり1,174円、補助指導員が950円、学校司書は950円となっている。いきいきの指導員は保育士資格が求められると思うが、学校司書の資格についての考えは。	学校司書については、原則として司書資格を持っている人と考えている。	北林委員 （つづき）	学校教育部 （つづき）
	今後読む力が重視されてくる中、小学校への学校司書配置についての考えは。	国においても、アクティブラーニング、自発的な深い学びを重視しており、特に「調べ学習」などは全国でも盛んに行われている。学校図書館法にもあるが、学校への司書配置については積極的に検討していきたい。		
教育支援員配置について	教育支援員の配置は、市が進める学びの変革に不可欠であると思うが、小学校においては、希望の充足率が15%、中学校では58%となっていることへの見解は。	特に発達障害等により特別な支援を要する場合について、十分に支援ができていないと認識している。4月には支援員を配置し、4月以降は、必要に応じ学生の特別支援サポーターなどを配置して対応しているが、本来は県が配置すべきものであり、県からも教員の加配、非常勤の措置が取られてはいるが、市による配置をしてもなお足りない状況がある。今年度は、主要事業提案として、県には人を、国には財源措置を要望した。これは全国的な課題であり、国でも全国で加配を目指すとしている。動向を見守りつつ、市としての必要な対応については引き続き検討していきたい。	岩崎委員	学校教育部
	普通学級への支援については、どう考えているか。	限られた予算、厳しい財源見通しの中ではあるが、庁内でしっかりと議論して対応を検討していきたい。		
	教育レベルの向上は人口増につながると考える。ぜひとも主要な事業へ位置づけてもらいたい。	学校現場において、発達障害のある児童への対応に教員が苦勞していることは把握しており、教育支援員の配置事業は重要であると認識している。支援員配置の要望については、年度当初は多めとなることもあり、年度内においても実態を把握する中で、効果的に事業を進めていきたい。		
	少人数で、かつ支援員が配置されていても授業に全く参加しない子どもがいる学級がある中、支援員を配置する意味は大きく、切実な状況があると思うが、見解は。	支援がなければ授業の実施が困難な状況への対応は、教員の指導力に係る部分もあるが、ある程度の人数の学級で、授業中の規律や授業に参加する雰囲気醸成されているケースもあり、かえって少人数であることで授業実施が困難となる場合もある。いずれにしても、支援が必要な場合は対応していきたい。	重森委員	
美術館の美術品収集について	美術館の美術品収集について、これまで版画に特化してきたが、本市のコレクションについての客観的評価はどのようになっているのか。また、版画中心の収集を今後も継続するのか。	現代版画の部門においては、西日本有数のコレクション館であり、一定の評価をいただいている。美術品の収集については、平成2年度から基本方針を定め、専門家で構成する美術品等収集委員会を設置して、収集を行ってきた。現在、近・現代の版画、現代陶芸、油彩画、日本画、彫刻等、広島県を中心とした作家の作品を中心に収集しており、今後もこの方針で行ってまいりたいと考えている。	大谷委員	生涯学習部
美術館建設に係る基本構想・基本計画について	美術館建設については、基本構想・基本計画を策定しているが、建設により周辺にどの程度の賑わいを創出するのかという目標値があるのか。企画展を開催した時の集客予想、駐車場の確保など周辺整備を含めた構想・計画が必要であると思うがどうか。	新美術館については、今年度基本設計、来年度実施設計、その後工事に着手し、平成32年度の開館を目指しているが、並行して学芸業務などの管理運営や事業活動の具体的な検討をしていくこととしている。この中で、年間開館日数や開館時間をはじめ、どのような展覧会やワークショップをどの程度開催するかなど、事業計画を具体化しつつ、新美術館における年間来館者数を示していきたい。これによって、駐車場等すべてに影響してくるため、計画的・段階的に検討してまいりたいと考えている。	重森委員	生涯学習部

臨時代理の報告について

県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年10月20日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の要旨

県費負担教職員（管理職）である東広島市立黒瀬中学校教頭の人事異動の内申について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理年月日

平成28年10月3日

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議

を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会との会議に報告しなければならない。

臨 時 代 理 書

県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理する。

平成28年10月3日

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 平成28年10月11日付け人事異動

新 所 属	氏 名	前 所 属
東広島市立黒瀬中学校 学校付	渡邊 幸成	東広島市立黒瀬中学校 教頭
東広島市立黒瀬中学校 教頭	北村 一	東広島市立黒瀬中学校 主幹教諭

平成28年度 東広島市成人を祝う会の開催について

1 主 催

東広島市・東広島市教育委員会

2 日 時

平成29年1月9日（月・成人の日）11時～

3 会 場

東広島運動公園（アクアパーク）体育館

4 対象者

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

※案内予定者 2, 260人（10月現在）

（昨年度案内者 2, 165人、出席者 1, 429人 出席率 66.0%）

5 内 容

(1) オープニングアトラクション 11時～11時10分

東広島次郎丸太鼓の出演を予定

(2) 式 典 11時10分～11時40分

- ・開会
- ・国歌斉唱
- ・式辞
- ・記念品贈呈
- ・祝辞
- ・来賓紹介
- ・誓いの言葉
- ・閉会

(3) 新成人による写真撮影 11時40分～13時00分

6 記念品

印鑑付きボールペン



東広島市告示第429号

東広島市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月6日

東広島市長 藏 田 義 雄



東広島市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部を改正する告示

東広島市スポーツ少年団補助金交付要綱（平成24年東広島市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第11条中「別に」を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条中「（別記様式第6号）」を「（別記様式第7号）」に改め、同条第3号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 補助金の概算払を受けた補助事業者にあつては、東広島市スポーツ少年団補助金概算払精算書（別記様式第8号）

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の目的及びその決定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東広島市スポーツ少年団補助金額確定通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項の規定による補助金の概算払を行った場合において、当該概算払の額が前項の補助金の規定により確定した額を超えるときは、当該補助対象者に対し、その差額の返還を命ずるものとする。

第8条第1項中「（別記様式第4号）」を「（別記様式第5号）」に改め、同条第2項中「（別記様式第5号）」を「（別記様式第6号）」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「前条第1項の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が」を「補助事業者は、」に、「（別記様式第3号）」を「（別記様式第4号）」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（概算払）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第1

項の規定により決定した補助金の額の全部又は一部を、概算払により交付することができる。

- 2 前条第1項の決定を受けたスポーツ少年団（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、東広島市スポーツ少年団補助金概算払請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

別記様式第6号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「第9条の」を「第10条の」に改め、同様式を別記様式第7号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

平成 年 月 日

東広島市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

平成 年度東広島市スポーツ少年団補助金概算払精算書

平成 年 月 日付け指令東広教 第 号で交付決定（変更決定）を受け、概算払により交付を受けた平成 年度東広島市スポーツ少年団補助金について、次のとおり精算します。

精算額 金 円

交付決定額	概算受領済額	差引額
円	円	円

別記様式第9号（第11条関係）

指令東広教 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 関

平成 年度東広島市スポーツ少年団補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け指令東広教 第 号で交付決定（変更決定）をした平成
年度東広島市スポーツ少年団補助金の額について、平成 年 月 日付けで提出
のあった東広島市スポーツ少年団補助金実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、東
広島市スポーツ少年団補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 確定額 金 円

別記様式第5号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第4号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第3号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、「第7条の」を「第8条の」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

平成 年 月 日

東広島市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

㊞

平成 年度東広島市スポーツ少年団補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け指令東広教 第 号で交付決定（変更決定）を受けた平成 年度東広島市スポーツ少年団補助金について、東広島市スポーツ少年団補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

交付決定額	受領済額①	今回請求額②	①及び②の合計額
円	円	円	円

2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				本店・支店 支所・出張所			
預金種別 口座番号	普通・当座							※ 右詰めで記入
フリガナ								
口座名義人								

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。